

(仮称) 田原中山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書
 についての留意事項

1 全般的事項

論 点	関連 ページ
事業実施想定区域（以下「区域」という。）の全域が三河湾国定公園の第2種特別地域及び鳥獣保護区に指定されていることに加え、区域の一部が保安林に指定されており、重要な自然環境のまとまりの場となっているが、区域の設定に当たってこれらの指定範囲が考慮されていないことから、事業の実施に伴う動物、植物及び生態系への重大な影響が懸念される。	P. 7～17
区域の北側には既設の風力発電機が稼働していることから、騒音及び超低周波音、風車の影、動物並びに景観に関して本事業との累積的な影響が懸念される。	P. 25
騒音及び超低周波音、風車の影並びに景観への影響について、風力発電機の配置を検討することで重大な影響を回避又は低減できる可能性があると評価しているが、風力発電機の離隔を考慮すると配置を検討する余地がほとんどないと考えられることから、重大な影響が懸念される。	P. 185, 187, 225

2 騒音及び超低周波音、風車の影

論 点	関連 ページ
区域の近傍に住宅等が存在していることから、施設の稼働に伴う騒音及び超低周波音並びに風車の影による生活環境への影響が懸念される。	P. 123, 185, 187

3 動物、植物

論 点	関連 ページ
伊良湖岬周辺は鳥類の渡りルートとなっていることから、施設の稼働に伴う鳥類への影響（バードストライク及び障壁効果）が懸念される。	P. 61～64, 198
区域は国定公園、鳥獣保護区及び保安林に指定されており、動物及び植物の重要な種が生息・生育している可能性が高いことから、工事の実施及び施設の存在に伴う動物及び植物への影響が懸念される。	P. 66～69, 78～88, 198, 210

4 景観

論 点	関連 ページ
区域周辺には国定公園内における主要な眺望点が複数存在するとともに、風力発電機の見えの大きさ（垂直視野角）は「圧迫感はあまり受けない」とされる垂直視野角を超えると予測されていることから、施設の存在に伴う景観への重大な影響が懸念される。	P. 216, 223, 225